

寛政十年「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記」 大竹門蔵扣

川口 洋

はじめに

本稿で紹介・翻刻する「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記 寛政十戊午年八月吉祥日 山ノ内藤大輔家臣大竹門蔵扣」(金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書)は、陸奥国大沼郡山入村鮭立(現 福島県大沼郡金山町)の名主・大竹門蔵が、寛政十(一七九八)年に会津藩士・山ノ内藤太輔俊温に随行して、越後国蒲原郡下大浦村にある俊温の七代前の先祖に当たる山ノ内刑部太輔氏勝の墓に墓参した道中日記である。本史料を含む大竹門三家文書は、福島県大沼郡金山町教育委員会によって、大切に整理・保存されている。本史料は、縦十四・五cm、横三十六・五cm、表紙と本文十六丁からなる横帳である。

山ノ内家は、鎌倉時代から十六世紀末まで陸奥国大沼郡金山谷と陸奥国会津郡伊北郷いほくごうの領主を世襲した家柄である。天正十八(一五八九)年、奥州仕置のために所領を逐われた山ノ内刑部大輔氏勝の一族は、奥会津と越後の国境山間部の村々に土着した(入広瀬村教育委員会、一九七九・一七一頁、金山町史出版委員会、一九七四・三七二・二八九頁)。氏勝の嫡孫、助三郎俊名は、父、刑部朝通の遺命に従い、明暦二(一六五六)年六月に会津藩に仕官した(会津若松市立会津図書館所蔵「諸士系譜卷之二百五、山ノ内滝口系譜」)。

陸奥国会津郡・大沼郡、下野国塩谷郡の一部を含む南山御蔵入領や越後国に住む山ノ内家家来衆は、明暦二年以降、連判状を提出して、若松・山ノ内家と会津藩主に

忠誠を誓い、慶応四（一八六八）年、俊温の嫡孫・大學知通のもとに、日光口の五十里方面や八十里口の下田方面に出陣した（布沢、一九八八・六五頁）。江戸時代の山ノ内一党の動向は、只見町史編纂委員会『只見町史 第一巻 通史編』（二〇〇四・六六〇―六六八頁）、金山町史出版委員会『金山町史 下巻』（一九七六・四―十五頁、三三五―三三六頁）に詳述されている。

山ノ内家に関する研究は、向井新兵衛吉重著「会津四家合考」延宝元（一六七三）年、横田三友俊益著「山内天正記」延宝五（一六七八）年に遡る。各地に残る関連史料を丹念に採訪された横田昌男氏は、その成果を『会津横田 山ノ内一党史』（一九六六）と『会津横田 山ノ内一党史 補遺』（一九七八）の二著に集約された。本稿で取り上げる史料を発見されたのは布澤忠夫氏である。布澤忠夫（一九八八）『会津横田 山ノ内一党史研究ノート』は限定出版であるため、本史料を含む山ノ内家に関わる貴重な史料が、広く知られることはなかった。本稿では、金山町教育委員会の御快諾のもとに、布澤氏の翻刻案を参考として、次の視点で史料を紹介する。

俊温の墓参に随行した長谷部忠右衛門は、会津郡叶津村名主と叶津口留番所番人を世襲する家柄である。文化元（一八〇四）年、人口が減少していた南山御蔵入領への移住者引き入れを田島陣屋に建議して、翌年から引き入れを始めた。田島陣屋は、忠右衛門を「越国者引入斗ひ人」に任命して、移住手続きを整え、必要経費を貸与することにより、引き入れを支援した。忠右衛門は、越後国の「頭立候者」、あるいは下田郷、三条、燕、地藏堂、見附、今町、長岡、栃尾谷の「知縁寄辺之方」に移住者募集を依頼して、天保二（一八三一）年までに越後国などから約百七十人を引き入れ、南山御蔵入領西部の村々に縁付かせた（川口、二〇〇五、二〇一五、Kawaguchi, 1997）。

本稿では、忠右衛門が俊温の墓参に随行した時に面識を持った可能性のある人々を史料から抽出して、その系譜を辿ることにより、移住者募集を依頼した「頭立候者」や「知縁寄辺之方」がどのような人々であった可能性があるのかを検討したい。

一 「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記」の概要

山ノ内刑部太輔氏勝から七代目の子孫にあたる山ノ内藤太夫俊温は、寛政十（一七九八）年八月、越後国蒲原郡下田郷下大浦村延命寺にある氏勝の墓参を行った。俊温は、会津藩士・山ノ内助三郎俊重の長男として、安永七（一七七八）年に生まれた。寛政七（一七九五）年七月、俊重の死去にともない、跡式知行百石、外様組付を拜命、翌年から学校年長の仕長を勤め、墓参当時二二歳であった。（会津若松市立会津図書館所蔵「諸士系譜」卷之二百五、山ノ内滝口系譜）。

（二）墓参の行程

俊温には、大沼郡大塩組横田村の横田源藏、横山久三郎、瀧澤清兵衛、橋立村の長谷川喜右衛門、山入村の須佐喜藤次、大竹門藏、須佐玄泰、大塩村の菅家太郎左衛門、大石組本名村の渡部愿総、会津郡黒谷組叶津村の長谷部忠右衛門のほか、鑓持彦人、立笠持彦人、挟箱持彦人、具足持彦人、草履取彦人の十五人が随行した。

一行は、八月十六日に叶津村の長谷部家に集合して、十七日早朝に叶津村を立ち、中ノ平村と入叶津村の山先二名の案内で八十里越を越えて、越後国蒲原郡吉ヶ平村の名主源兵衛宅に泊まった。一行の荷物は、会津郡只見村、蒲生村、塩沢村、十嶋村、寄岩村、叶津村から提供された人足十三人の手で吉ヶ平村に送られた。

十八日には、葎谷村にある村松藩の口留番所で長谷部忠右衛門が俊温一行の墓参を届出、葎谷村の淀右衛門宅、長崎村の吉田喜右衛門宅に立寄り、それぞれ酒肴の饗応を受けた。ついで、長嶋村・目黒藤左衛門の仮宅で昼食の接待を受け、中ノ原村の明安寺へ立寄ったのち、蒲原郡馬場村の目黒市左衛門宅に宿泊した。山ノ内氏勝の墓守を世襲する目黒市左衛門宅における歓待の様子は、「目黒市左衛門宅御着被遊、御主人入ノ間ニ御入被遊とんすもふせんを敷御着座被遊、御座之左右ニ横田源藏、須佐玄泰、ニノ間ニハ各々連席ス。御座附ニハ目黒市左衛門麻上下ニのし三方を捧ク。次ニ市左衛門妻、同娘両人箱入之菓子三方へのせて捧献。次ニ伴平藏御さかつきを上ク。御吸物本膳ニ膳ニ膳引落茶碗森、品々こん立ハ別帳有り。」

と記されている。

十九日には、下大浦村の延命寺にある覚翁院殿前四品一山了心大居士（山ノ内氏勝）の墓に香花、燈明、供物をあげて参拝した。寺僧の出迎えを受け、延命寺と三大寺に参詣して、三大寺の覚翁院殿御位牌の間で俊温が祭文を誦み上げ、馬場村の目黒市左衛門宅に宿泊した。俊温は、市左衛門の進言により、須佐玄泰を使者として地藏堂町に派遣して、富取金藏後家を見舞った。

二十日には、籠場村の横山仁兵衛宅に立寄り、加茂町の中沢太郎兵衛宅で昼食の馳走を受け、湯川村に宿泊する予定を変更して、月岡村の須佐順庵宅に宿泊した。夜に入った道中は、「加茂が高挑ちん老はり月岡が高ちやうちん出ス。高挑灯式張り主人の前後立テ、手ちやうちん忒拾はり、頃茂廿日のよいやみに、道をてらし志ちやうちんのただ日中のことくゆゆしかりける宿入なり。」と躍動的に描かれている。

二一日は、如宝寺村の大桃藤右衛門方に立寄り、見附の葛屋惣兵衛宅に泊。二二日も葛屋方に宿泊した。

二三日には、杉沢村の矢沢忠兵衛宅で菓子あん餅の接

待を受け、烏嶋村の須佐八右衛門宅で昼食が供された。

杉沢村から烏嶋村への道筋は、「ほふきを以木葉をはき」清められていた。栃尾町の須佐弥惣右衛門宅で茶菓の馳走を受けたのち、役僧の出迎えを受け、原村の善昌寺で覚翁院殿の百五十回忌の法要を営み、同寺に宿泊した。

法要は、「此夕、覚翁院公百五拾回忌御法事有。御僧三人誦経有。主人ニハ御紋附にかたひら定紋附之麻上下被為召候。御供之侍皆清服して麻上下主人客殿被為人、御刀ハ須佐玄泰拾得を着御刀を持主人之左後_{ロニ座ス}。横田源藏右之脇_{ニ座ス}。それ管家太郎左衛門、須佐喜藤次、大竹門藏、瀧沢清兵衛、長谷川喜右衛門、長谷部忠右衛門、渡部愿総、須佐八右衛門、各々さけ刀_{ニ而}連座_ス。同須佐弥惣右衛門、矢沢助左衛門、目黒文左衛門、宮嶋仁右衛門、山内忠右衛門、同忠七、各々一統連座あり。御経終て御志やう香被遊。それ座付次第_ニ御志やう香たてまつり本座に帰居ス。」という、厳肅なものであった。

二四日は、善昌寺で朝の法事を終え、寺僧、原村名主、目明しの見送りを受けて、横根村の布沢彦右衛門宅に泊。栃尾郷から大白川村までは、「御休御昼御泊り所皆二

札を立候」とあるように、山ノ内藤太夫の名札が立てられた。

二五日は魚沼郡大白川村の浅井彦九郎宅に宿泊した。二六日に、人足三十人余りが道路補修するなかで六十里越を越え、峠で田子倉村、石伏村、只見村から派遣された人足の出迎えを受けて、会津郡田子倉村の皆川喜平治宅に宿泊した。行程十泊十一日の墓参であった。

俊温は、横田源蔵と須佐玄泰を供に、八月二九日から黒谷組只見村を出発して、山ノ内家の旧領であった伊北郷と金山谷の村々を順村した。伊北郷からの帰路、九月七日には、大塩組横田村、越川村、大塩村、田沢村、山入村、大岐村の六カ村から二百人もの人々が、和泉田組布沢村まで出迎えた。

(二) 俊温の墓参を歓迎した人々

十泊十一日間の墓参中に御機嫌伺いのため、山ノ内俊温のもとに伺候した山ノ内家家来は、随行了した十五人のほかに、次の三十人近くにのぼる。

長崎村の吉田喜右衛門、長嶋村の目黒藤左衛門、萩堀

村の横田半左衛門、横田八右衛門、横田吉之丞、横田七郎右衛門、馬場村の目黒市左衛門・倅平蔵、目黒藤十郎、烏嶋村の須佐八右衛門・倅住之丞、月岡村の中沢佐平次、須佐順庵、加茂町の中沢半左衛門、中沢太郎兵衛、中沢吉之丞、如法寺村の大桃藤左衛門、籠場村の横山仁兵衛、杉沢村の矢沢忠兵衛、田代村の山内忠右衛門、山内忠七、栃尾町の須佐弥惣右衛門、中村の目黒文左衛門、和泉村の宮嶋仁右衛門、横根村の布沢彦右衛門、大白川村の浅井彦九郎、住安又右衛門、田子倉村の皆川喜平治、御機嫌伺いできなかった家来として、俊温が使者を派遣して慰問した地藏堂町の富取金蔵後家、急病のために宿を提供できなくなった湯川村の吉田仙蔵がいる。

山ノ内家家来以外に、俊温一行を歓迎したことが確認できるのは以下の人々である。吉ヶ平村の名主源兵衛、葎谷村の村松藩口留番所番人、淀右衛門、中ノ原村の明暗寺役僧清柳軒茹川、下大浦村の延命寺寺僧、上大浦村の三大寺寺僧、見附宿の蔦屋惣兵衛、見附宿の町役人、栃尾町の町役人と目明し、善昌寺の寺僧、長岡浪人宮内蔵之助、原村の名主・善昌寺且頭である内田惣次左衛門

と町野三右衛門。

ほかに、八十里越の荷物搬送のために只見村他六カ村が提供した人足十三人、八十里越えの道案内をした中ノ平村と入叶津村の山先二人、加茂町と月岡村から提供された高提灯を立てた人々、見附宿から駕籠を担いだ六尺者、六十里越の道路補修のために大白川村が提供した人足三十人余、田子倉村他三カ村が提供した迎え人足なども俊温一行の墓参を助けた。

俊温に随行した長谷部忠右衛門は、墓参を契機に越後国に住む山ノ内家家来衆をはじめ、一行を歓迎した人々と面識を持ち、親睦を深めて昵懇になったとみられる。

二 墓参後の長谷部忠右衛門と山ノ内家家来衆との交流

俊温の墓参から五年後の享和三（一八〇三）年九月十九日、会津藩地誌方は、山ノ内俊温に家来筋の系図や古文書の提出を求めた。俊温は只見村名主・管家喜八に宛てた十月付けの書状で、「越後国家来筋之者共へ者、善藏、忠右衛門与被申談廻文を以なりとも其方より屹度

被申通候様可被取斗候。越国より書出可然廉々、別紙目錄之通二候（布沢、一九八八・二〇七頁）」と、横田善藏や長谷部忠右衛門と相談して越後国家来に連絡を取るよう指示している。管家喜八は十一月二十三日付の書状を次にあげる越後国在住の山ノ内家家来衆に廻覧した。（布沢、一九八八・二〇八―二〇九頁）。

加茂町の中澤吉之丞、中澤半左衛門、大浦村の目黒市左衛門、月岡村の中澤左平次、須佐順庵、永島村の目黒藤右衛門、福岡村の目黒藤十郎、萩堀村の横田半左衛門、横田八右衛門、横田吉之丞、永崎村の吉田喜右衛門、如法寺村の大桃藤左衛門、上条町の中澤太郎左衛門、横場新田の中丸小右衛門、須佐忠右衛門、湯川村の吉田仙藏、尻上村の木津仁左衛門、木津岡右衛門、法柳村の中澤道寿、杉沢村の矢澤忠兵衛、烏嶋村の須佐八右衛門、矢澤助左衛門、和泉村の宮嶋仁左衛門、栃尾町の須佐弥惣右衛門、地藏堂町の富取長左衛門、中村の目黒助左衛門、田代村の山内忠左衛門、山内忠七郎、山内平藏、横根村の布沢彦右衛門、大白川村の浅井彦九郎、住安又右衛門。右の三十三人は、「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中

日記」から確認できる山ノ内家家来衆に、上条町、尻上村、横場新田、法柳村の家来衆を加えた構成となっている。

山ノ内俊温の嫡子・治部泰通も、文政十（一八二七）年七月に下大浦村への墓参を行った。長谷部忠右衛門は俊温から書状を受け取り、六月十二日付の書状で泰通の墓参を蒲原郡馬場村の目黒名左衛門と烏嶋村の諏佐八右衛門に連絡している。書状には、「当七月中下大浦村御墓参り并先例之通、越後国家来順村々として小若様御立越被遊候趣、御心配之程奉願上候」（布沢、一九八八・五九頁）と、俊温の墓参を先例として泰通の巡村準備を依頼している。忠右衛門の手紙を受けた諏佐八右衛門は、閏六月二十三日付の書状で栃尾郷、広瀬郷などに住む山ノ内家家来衆に泰通墓参を通知して準備の相談をしている（布沢、一九八八・六一頁）。泰通の墓参に参列した五十一人の越後国の家来衆は人名帳から確認できる。

越後国在住の山ノ内家家来衆は、天保十一（一八四〇）年九月十五日、泰通の嫡子・大学知通の臨席のもとに、上大浦村三大寺で山ノ内氏勝没後二百年忌の法要を営ん

だ。参拝者五十一人は文政十（一八二七）年の人名帳とほぼ重複している（布沢、一九八八・九四―九五頁）。

十八世紀末から十九世紀前期、山ノ内家家来衆は山ノ内俊温・泰通・知通の越後国蒲原郡下大浦村延命寺への墓参に備えて連絡を取りあっていた。八十里越を挟んで越後国蒲原郡と接する陸奥国会津郡叶津村の名主と口留番所番人を兼務する長谷部忠右衛門は、俊温の墓参に随行した寛政十（一七九八）年から山ノ内家家来衆と密接な交流を持ち、享和三（一八〇三）年から文政十（一八二七）年までの間に、若松・山ノ内家と越後国に住む家来衆をつなぐ連絡網の要の地位に上っていた。

三 越後国に住む山ノ内家家来衆の系譜

越後国蒲原郡、魚沼郡に土着した山ノ内家家来衆のなかには、肝煎、庄屋、組頭といった村役人を勤める者も多かった。蒲原郡下田郷では、馬場村の目黒家、塩之沢村の皆川家、萩堀村の横田家が肝煎を、棚鱗村の目黒家が組頭を世襲している。

「弘化三丙午年二月 鹿峠組役成年曆書上帳」には、

蒲原郡馬場村で山ノ内氏勝の墓守を世襲する目黒家について、「先祖之義天正十八庚寅年奥州横田落城之後御当地江引移り、往古より脇立肝煎役被仰付相勤候」と記録されている（下田村史編集委員会、一九七二・八一五頁）。とくに九代目黒名左衛門は、天保十（一八三九）年に死亡するまで脇立肝煎、鹿峠組大庄屋次席、鹿峠組大庄屋を歴任した。

「嘉永六年 森町組役成年曆書上帳」には、蒲原郡棚鱗村の目黒家について、「先祖来曆之義は、奥州会津郡横田村城主山内刑部大輔氏勝臣目黒藤太郎重政と申、横田村ニ住居仕候、然ル処天正十八庚寅年横田城没落之砌、主人氏勝ニ随従当国へ来り所々漂泊ス、氏勝病死之後故有て当村ニ百姓ニ相成住居仕候」と書かれている（下田村史編集委員会、一九七二・七五〇頁）。目黒家は棚鱗村、永島新田両村の肝煎、組頭を世襲していた。十一代藤左衛門は文化五（一八〇八）年から棚鱗村・永島新田両村肝煎、棚鱗村組頭を歴任した。

三条付近では、籠場村庄屋である横山清右衛門家の祖先が会津横田城主山ノ内刑部の家老であり、慶長年間下

田大浦村に移り、籠場村を開発したと伝承されている（三条市史編修委員会、一九八三・四二三四二四頁）。

栃尾郷においても、山ノ内家家来が帰農、あるいは開村したという伝承を持つ村が多い。「山ノ内俊温公越国大浦御墓参道中日記」にみえる半蔵金村田代山内家、烏ヶ島村諏佐家、矢沢家、中村目黒家、泉村宮島家のほかに、西中野俣村山内家、東中野俣村諏佐家、河野村矢沢家、小林家、小貫村箕輪家、軽井沢村多田家、本津川村今井家などが山ノ内家家来としてあげられる（栃尾市史編集委員会、一九七七・三〇九頁）。

烏ヶ島村の諏佐八右衛門は文政七（一八二四）年から文政十（一八二七）年まで、泉村の宮島家は元禄二（一六八九）年から享保三（一七一八）年、宝暦七（一七五七）年から安永四（一七七五）年、安永五（一七七六）年から寛政元（一七八九）年の三度にわたり栃尾郷西谷の割元に就いている。また、中村目黒家、東中野俣村須佐家、河野村小林家も庄屋を勤めていた（山崎、一九七〇・一七五―一七六頁）。

半蔵金村田代の山内忠右衛門家に関して『温古の葉』

には、次のように記録されている。「古志郡半蔵金村枝田代分山内忠右衛門の家は、瀧口経俊後胤山内刑部丞俊通の血統にして、奥州會津郡大倉入の城主となり、高五萬石を領せしに、慶長二酉年同郡會津の城主蒲生家の為め攻落されしより当地の民間に住す。(中略)當家譜代の從臣三百餘名、何れも二君に仕へざるを誓ひ、栃尾郷下田郷、及び會津郡の山間に住居し、農に就き、獵を業とし相讀する家多し(温古談話会、一九七七・三四四頁)。

魚沼郡横根村の布沢家、大白河新田村の浅井家も山ノ内家家来であった。「文化元年 御尋付系図書上帳」には、当主である布沢彦右衛門から五代遡った布沢與左衛門政信について、「奥州會津郡布沢里ヲ移住、越後国魚沼郡藪上庄横根村為村長」と書かれている(布沢、一九八八・一一一頁)。「新編會津風土記 卷之百十九」越後国魚沼郡大白川新田村の項には、「彦九郎此村の莊屋なり、家系を按ずるに先祖は浅井帯刀秀政とて、贈大納言長政卿より出でしと云、秀政近江国より奥の會津に至り山内氏勝に事へ、後此地に來り住せりとぞ、今の彦九郎は七世の孫なりと云」と記録されている(花見、

一九六〇・三三二頁)。「浅井氏系図」によれば、秀政の孫に当たる弥次右衛門政直は大白川口留番所番人を兼ね、分家には大栃山村、東名村などの庄屋を勤める家もあつた(入広瀬村教育委員会、一九七九・一七一頁)。

越後国蒲原郡、魚沼郡で肝煎、庄屋、口留番所番人、大庄屋、割元などを務める山ノ内家家来衆は、越後国から南山御蔵入領への縁組手続きにも関わる「頭立候者」であり、山ノ内俊温の墓参を契機に長谷部忠右衛門と面識を持った「知縁寄辺之方」でもあつた。

おわりに

本稿では、「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記」にもとづいて、寛政十(一七九八)年八月の墓参行程を復原するとともに、山ノ内俊温一行が交流を持った人々を史料から抽出して、その系譜を辿つた。

墓参に随行した會津郡叶津村名主と叶津口留番所番人を兼ねる長谷部忠右衛門は、文化元(一八〇四)年に移住者引き入れを田島陣屋に建議して、天保二(一八三一)年までに越後国などから約百七十人を引き入れた。忠右

衛門は、越後国の「頭立候者」、あるいは下田郷、三条、燕、地藏堂、見附、今町、長岡、栃尾谷の「知縁寄辺の方」を訪問して、移住者募集を依頼したと記している（川口、二〇〇五、二〇一五、Kawaguchi, 1997）。そして、忠右衛門がどのような人的ネットワークのなかで移住者募集を行ったのかという視点から本史料を検討した。

十泊十一日に及ぶ募参の行程で、俊温一行は、鎌倉時代以来の旧領である奥会津を追われて十六世紀末から越後国蒲原郡、魚沼郡に土着・帰農した山ノ内家家来衆の歓待を受けた。募参を契機に、会津藩士である若松・山ノ内家と越後国の家家来衆とは緊密な関係を保ち、忠右衛門は両者を繋ぐ連絡網の要となった。下田郷、三条、燕、地藏堂、見附、今町、長岡、栃尾周辺に住む山ノ内家家来衆のなかには、越後国から南山御蔵入領への縁組手續きに関わる庄屋や肝煎を世襲した家、あるいは大庄屋、割元、口留番所番人を務めた家も確認できる。本稿では、長谷部忠右衛門が南山御蔵入領への移住者募集を依頼した越後国の「頭立候者」、「知縁寄辺の方」が、蒲原郡や魚沼郡の村々に土着・帰農して村役人を務める山ノ内家

家家来であった可能性を指摘したい。

今後、越後国に住む山ノ内家家来衆の系譜を引く家を対象に、南山御蔵入領への移住者に関わる史料の発見に努めたい。移住者引き入れを田島陣屋に願い出た者の中には、会津郡川島組関本村仮名主・渡辺四郎右衛門のように、山ノ内家との関係が確認できない者もみられる（川口、二〇一八）。四郎右衛門が蒲原郡などから移住者を引き入れた方法についても、引き続き検討する必要がある。

謝辞 筆者は、約三十年前に福島県大沼郡金山町教育委員会の御厚情により、「山ノ内俊温公越國大浦御募参道中日記」をはじめ、大竹門三家文書の閲覧・複写を許された。筆者の怠慢のため、本史料の翻刻・紹介が、今になってしまったことをお詫びするとともに、改めてそのご厚情に深謝したい。翻刻にあたり、東昇先生に御教示いただいた。篤く御礼申し上げます。

参考文献

- ・入広瀬村教育委員会（一九七九）『越後入廣瀬村編年史（中世編）』入廣瀬村。
- ・温古談話会編（一九七七）『温古の葉（上）』歴史図書社。

- ・金山町史出版委員会編（一九七四）『金山町史 上巻』金山町。
- ・金山町史出版委員会編（一九七六）『金山町史 下巻』金山町。
- ・Kawaguchi, Hiroshi, 1997, Population Increase Policy after the 1783 Great Famine in Northeastern Tokugawa Japan, *Annals de Démographie Historique* 1996, pp.151-168.
- ・川口 洋（二〇〇五）「十九世紀初頭の会津・南山御藏入額における他邦者引入任役の動向」史境、第五〇号、一七～三七頁。
- ・川口 洋（二〇一五）「一九世紀初頭の奥会津地方における移住者引き入れ ―人口増加策からみた地域変化―」落合恵美子編著『徳川日本の家族と地域性 ―歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房、一二五～一五一頁。
- ・川口 洋（二〇一八）「史料紹介・翻刻 渡部四郎右衛門 廣稿（控）「越国者引入方一巻帳」」帝塚山大学文学部紀要、第三九号、六五～八九頁。
- ・三条市史編修委員会（一九八三）『三条市史 上巻』三条市。
- ・下田村史編集委員会（一九七二）『下田村史』下田村史刊行委員会。
- ・只見町史編纂委員会（二〇〇四）『只見町史 第一巻 通史編1』只見町。
- ・栃尾市史編集委員会（一九七七）『栃尾市史 上巻』栃尾

市役所。

- ・花見朔巳校訂（一九六〇）『新編 会津風土記 第五巻』雄山閣。
- ・布澤忠夫（一九八八）『会津横田 山ノ内一党史研究ノート』北日本プレス。
- ・山崎久雄編（一九七〇）『栃尾市史史料集（二集） 町方史料編（上）』栃尾市史編集委員会。
- ・横田昌男（一九六六）『会津横田 山ノ内一党史』文明堂印刷所。
- ・横田昌男（一九七八）『会津横田 山ノ内一党史 補遺』文明堂印刷所。

寛政十年「山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記」大竹

門蔵扣 翻刻

凡例

・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。ただし、常用漢字以外の文字、「江」、「多」、「而」、「志」、「者」、「邊」、「与」、「茂」、「連」、「合」、「メ」は、原文どおりにした。

・丁替えは、「〓」で示し、その下に丁数と表裏を、たとえば「〓（一表）」、「〓（一裏）」のように表記した。
・読解の便を考慮して、句読点を付した。

翻刻

寛政十戌午年 山ノ内藤太輔家臣

山ノ内俊温公越國大浦御墓参道中日記

八月吉祥日 大竹門蔵扣（表紙）

覚

一、今度山ノ内俊温公、御年廿二才、越後国大浦御先祖御

墓参被遊候^二付、御供之者共八月十六日^二叶津長谷部忠右衛門宅御泊^り、相揃申候人々左^三。

横田村 横田源蔵 年廿

横山久三郎 行年七十二才

瀧沢清兵衛 年廿二

橋立 長谷川喜右衛門 年六十四

喜右衛門義八源蔵後見、大川中丸役兼務也。

山入村 須佐喜藤次 年三十一

大竹門蔵 大竹門蔵 年三十二

須佐玄泰 年四十六

大塩村 菅家太郎左衛門 年三十

叶津村 長谷部忠右衛門 年四十三（一表）

本名村 渡部愿総

愿総義八大石組惣代也。

御鑓持壱人 為御馳走 横田源蔵差出ス。

越川

御立笠持壱人 同 出羽茂左衛門差出ス。

沼沢

御挟箱持壱人 同 高根沢治惣右衛門

御具足權持

越川 横田新右衛門、兩人^二而差出ス。

右此方と違ひ、他邦^江罷越候義、不笑様^二と申聞候。以上。

御草履取忝人

長谷部忠右衛門才判^二而下荒井

午八月

山ノ内藤太夫

ハ出ス。

右之通^リ被仰渡一統奉畏御仕候事。

一、越国表^江御先触之扣

右之者共八月十六日長谷部宅^江相詰^メ申候。其節主人俊

温公^ハ被 仰渡候趣^左

一、鞍下馬 忝疋

一、衣服之義有合を用ひ、儉約^ニ出立邊き事。并^ニ品数

一、軽尻 忝疋

多^ク持參不致荷物貫目輕^ク可致事。

一、徒歩 三人[』](二二表)

一、桃灯蠟足持參可致事。

一、薬丸散等凡而厚^ク心懸持參可致事。

右者會津家中山ノ内藤太輔、當十七日叶津村出起、越後

一、他邦之人^ニ對候義ハ勿論、相互之間^ニて茂いかつ^テ敷

候。以上。

義無之様相慎、口論等堅^ク致間敷候事。』(一裏)

山ノ内藤太夫内

一、宿々^ニ於て不左法成義無之様相慎、座席等不取散様

午八月十四日

長谷部忠右衛門

可致事。

通筋役人中

一、可成丈ハ宿々の世話不成様可致事。高聲等騒か敷

一、八里越人足之義、只見村、蒲生村、塩沢村、十嶋村、

致間敷候。

寄岩村、叶津村、右六ヶ村^二而人足十三人為御馳走差

一、自分目鑑を以役之諸事申付候間、我意立違背及間敷

出申候。岩^{よし}平^平村迄荷物送り申候事。

候事。

十七日^之未明、長谷部宅御出立被遊候^ニ付、中ノ平村

山先入叶津山さき兩人罷出、叶津分武拾四五丁山へ登りふよめきと言所ニ山ノ神御鎮座有、右山さき兩人奉麻御道中御安全之祈願をなす。御主人ニ茂礼拝被遊、御供之者共皆々三拝ス。』(二裏) 暫御休被遊、御詩作被遊候。左ニ。

磴道千盤碧樹稠

悲風嘯虎谷還幽

崎嶇不啻峡中嶮

或恐清猿使客愁

右之御作被遊、各々列をみたさす御出有。さて八拾里の山の中半ニ大成る小屋有。此所越後国葎谷村淀右衛門与申者、酒肴を持七件御迎ニ差出シ置御馳走致候。叶津長谷部氏分茂、弁当にしめ等持参致品々御馳走有。各々酒を飲んで、さしもきこゆる八拾里之大山を酒能太寿けをえて、高嘶三而ゑきける。此日御泊りハ、芦平村名主源兵衛宅御泊りなり。右村百姓代御迎ニ罷出候事。右御泊りへ長崎村喜右衛門与申者罷出、御家来ニ被成下度由、長谷部氏を以御願申上候。御主人より』(三表) 右之趣横田源藏、須佐

玄泰御召被遊、中間一統談事之上宜取計ひ可申由被仰聞、各々談事之上、喜右衛門方へ相尋申候所、元来伊北筋分先祖引越候趣訊ケ有之候ニ付被任願ニ、剩吉田喜右衛門を御家来ニ御加被遊。

同十八日朝、長嶋村御家来之者目黒藤左衛門御馳走として、乗かけ馬を引七御迎ニ罷出候。それ分芦平村御出起被遊、葎谷村入口に村松様御番所あり。長谷部氏主人罷通り候趣相届ケ候へハ、御番人罷出一礼有。御通り可被遊由御番役人申候而、各々罷通り申候而相改御通り被遊候。それ分淀右衛門宅へ御立寄被遊、御吸物酒肴色々御馳走致候。此所御立被遊、長崎村吉田喜右衛門宅へ御立寄。是茂御吸物御酒種々之肴出シこわ飯等茂仕度設置御』(三裏) 供方不残差出シ申候事。此所萩堀村御家来

横田半左衛門

同 八右衛門

同 吉之丞

右之者共御迎ニ罷出申候事。それ分吉田氏御立被遊候。藤左衛門義ハ通り筋分かたわらにて借家を致飯

宅^二而 御昼設を致候事。御吸物本膳^二膳凡^而看等念を附候^二こん立之義、別帳^二有。此所^へ目黒市左衛門俣平藏御迎^二罷出申候。それ^中ノ原村明安寺へ御立寄被遊、是^二而 茂品々御馳走有。御供方一統暫酒多^ん有之候。役僧清柳軒茹川^与云仁罷出、御供方へ取成申候事。此所御出立、馬場村^江御急^き被遊候ハハ、萩堀村役人横田七郎右衛門与申者上下^二而 御迎^二罷出申候。馬場村入口へ目黒市左衛門、同藤十郎麻上下^二而 御迎^二罷出候事。御道中行列左^二（四表）

御 御先徒管家太郎左衛門 瀧沢清兵衛 長谷川喜右衛門
行 御立弓 御駕御本陣
列 御先同須佐喜藤次 大竹門藏 須佐玄泰

長谷部忠衛門若党役（四裏）

御鐘持 御具足持
御草履取御挟箱持 御牽馬 医師 渡部原総
御立笠持

御路乗り 横田源藏 小者老人（五表）

目黒市左衛門宅御着被遊、御主人入ノ間^二御入被遊、とんすもふせんを敷御着座被遊、御座之左右^二横田源藏、須佐玄泰、ニノ間^二ハ各々連席ス。御座附^二ハ目黒市左衛門麻上下^二而 のし三方を捧^ク。次^二市左衛門妻、同娘兩人箱入之菓子三方^へのせて捧献^ス。次^二俣平藏御さかつきを上^ク。御吸物本膳^二膳三膳引落茶碗森品々^二こん立ハ別帳有り。

十九日朝、御目見^へ之者左^二

萩堀村 横田半左衛門

同 八右衛門

同 吉之丞

栃尾郷烏嶋村

須佐八右衛門

三条在月岡村

中沢平次

須佐順庵

御直所加茂町

中沢半左衛門

如法寺村

大桃藤右衛門

かこば村】(五裏)

横山仁兵衛

ノ

右之者共御目見相濟御召替被遊、皆々清服して麻上下^ニ御墓參被遊候。覺翁院殿御墓掃除宜出来あらた成るへり取を敷、香花燈明供物ありて御三拝被遊、御供之士皆々三拝九拜たてまつり、誠に勇敷古を思ひ出し、落泪致者あり。それ^ハ延命寺^ハ御立寄被遊、住僧山門^ニ御出迎有。客殿御案内有。御供之士も皆々御座席^ニ連座ス。御茶御菓子、あん餅不残^ヘ御出^シ被成候。暫有、御暇乞被遊候へハ、御住寺山門外^ニ御見送り被成候。それ^ハ三代寺^江御參拜被遊候。是も山門^ニ住住寺番僧御出迎あり。住僧御先^キ立被成、礼ノ間に】(六表) 被為人、直^ニ御

位はいの間御居^リ被遊、中小姓役ノ者御刀を持御左りの後^ロ座^ス。其外御供面々左右^ニ連座^ス。俊温公覺翁院御位はい^ニ被為向三拝して祭文を被誦上候。其文^ニ曰。

維寛政十年次戊午秋八月辛酉朔十五日丙午末孫山ノ内俊温謹備清酌庶差之奠再拜稽首敢昭告十曩祖覺翁公之廟曰嗚呼遙哉曩祖之雲清標霜馨德闡薰高節外峻絶誠内植化行邑里惠洽穆庶宗族親睦臣和集天正兆乱金輩是紆赫々曩祖屢佐平氏大出頭屈東征比戊示威示德仙道之郡】(六裏) 不庭来服逆収具功有声與中嗚呼擾乱既平天命歸^ニ比旧臣易葉為農伊北金谷以到越州千有餘家惟是萃處去地既遠歷歲百餘故事尽存遺風藹然咸念旧時不遺宗家惟吾曩祖遺德所到惟是曩祖為魁為趙遺芳餘烈奮呼百世令望頭於無窮嗟呼偉哉茶以本支之祚実及鄙宗俊温不肖辱續先緒曩祖餘慶祿百石以得奉祀道路攸遠驛力不足棟宇之構蕪穢是恐蘋繁之薦廢闕是懼而有大浦人目黒氏者幸佐墓側修護頽毀掃除瑩】(七表) 壘四時不怠也以為常其誠其忠惟靈所知不肖俊温請暇乎官跋涉遠來初謁祖廟敢進不

腆之獻謹修如在之敬呼吾曩祖威靈儼然清明赫焉嗚呼
盛哉尚饗。

終り。

如此誦終て礼ノ間御入被遊、御僧方、御礼義被遊、
御供士共各々一礼相濟、御菓子御茶銘々御馳走有。
御歸り之時大門先^キ、迫僧方兩人御見送り有。市左衛門
御案内^ニ而、右宅、御歸り被遊。御召替相濟、御詩作有。

倦鳥歸飛暮色寒

高樓把酒暫留歡

醉來正好彈琵琶

目掛青山萬樹端』(七裏)

如此御作被遊、市左衛門^ニ被下候。其時市左衛門申
候ハ是^レ地藏堂、御使者被遣可然哉与言上ス。御主
人尤与被思召、即刻須佐玄泰^ニ使者相勤候様被仰付、
奉畏十九日七^ツ半頃馬場村を出起、三条山形屋又四
郎宅泊り、廿日五^ツ時罷立、地藏^{どう}へ急^キ、地藏堂
富取金藏宅相尋案内して入れハ、四拾八九ノ婦人
罷出、口上私義ハ金藏後家^ニ御座候。亭主義去年中
病死仕申候所、子共とても持不申、別^而近年内證以

之外不如意^ニ罷成、下人逆茂差置不申。今度山ノ内
若殿様大浦^ニ御なり之様子、先達^而奉承知候へとも、
御機嫌窺^ニ茂差上不申、心外不忍義^ニ奉存候。今朝
人を頼為窺^ニ差上申候。私家之義者先年さとそふ動
之』(八表) 節見届^ケ候様被仰付委細様子聞届^ケ言上
仕候。御しやうひとして御紋附挑灯手鐙^ニ仕居り、
今に大切^ニ仕、家ノたから^ニ致置候。段々訳ケ柄御
座候。家^ニ今度御入を御願不申段ハ家之先祖連合^ニ
對し私ハ大不幸物と、これのみなけかしく奉存并御
らん被下候通^リ私^{一人}候。何共十方くれ申候。此
段宜様御取成偏^ニ御願申上候与洎にくれし有様、使
者見前之利にセまり、早々暇乞して罷歸^リ申候。

此日ハ俊温公目黒氏を御出立被遊、籠場横山仁兵衛
宅御立寄被遊候。御吸物種々御馳走有。此所へ右地
藏堂兩所使者至來して委^ク相知れ候事。それ^レ加茂
へ御移^リ被遊、人馬之義ハ目黒横山兩氏^ニ而』(八裏)
加茂^ニ差出^シ申候。加茂町中沢太郎兵衛御昼御馳走
不殘^ニ立別帳あり。此日ハ湯川御泊り御願申候所、
俄に病氣障^リ出来、月岡御泊り相成加茂^中沢吉之

丞はや馬^二月岡へ案内ス。加茂御婦^リ人馬之義加茂
の不残差出し道中半にちや屋式軒有。此所^二夜^一入
しばらく御休^二被遊候。此所地藏堂御使者須佐玄泰
帰着仕、金藏宅之様不洩御披露仕候事。それ^レ各々
挑灯出^シ仕度ス。主人一首詠し給ふ。

道遠み志らぬ野原の夕附日

志はしの暮そ宿とりかるまで

それ^レ各々御出立有。加茂^レ高挑ちん壺はり月岡^レ
高ちやうちん出ス。高挑灯[』](九表) 式張り主人の前
後立^テ手ちやうちん式拾はり、頃茂廿日のよいや
みに、道をてらし志ちやうちんのだだ日中のことく
ゆゆしかりける宿入なり。月岡^ニなりけれハ須佐順
庵御宿也。中沢左平次、大桃藤右衛門麻上下^ニて御
迎^ニ罷出、御馳走之義筆紙につくしかたし。こん立
帳^ニ有。此晚御詩作被遊候。左^二

海門杯酒對新晴

水源青天月色明

不殘良霄庾公興

玉簫金管至三更

此詩順庵^ニ被下、又一首詠し候へ。

敷嶋乃道もさやけき月岡の

さとしなくはふみや迷ん』(九裏)

此歌佐平次^ニ被下。

廿一日^ニ月岡を御立被遊、如宝寺村いろり^レ火出候

所^レ御立寄被遊、大桃藤右衛門麻上下^ニ御案内申候。

此所^ニ一首。

萬代の末きわまらぬたからかな

くにかがやく宿の筒の火

此歌藤右衛門^へ被下并和歌^ニ火たいはなきもの也。

ただ即きやう也被仰候。此日人馬之義八月岡兩人、

如宝寺村大桃藤右衛門三人^ニ見附辻差出ス。尤須

佐順庵見附辻御案内ス。見附駅葛屋惣兵衛宅御泊^リ。

此所御機嫌窺罷出候者左^ニ

析尾郷杉沢村 矢沢忠兵衛

鳥嶋

田代

代 忠七

此所二夜御泊り。

廿三日見附御出立被遊、原村へ御移り被遊候。杉沢村矢沢忠兵衛乗かけ馬出ス。』(十表) 須佐八右衛門鞍下馬駕出ス。六尺者一統のかんばんきせ、にきにきしきあり様なり。見附役人共御見送り致候。杉沢村忠兵衛所江御立寄被遊候。種々之御馳走御供方迄不残菓子あん餅品々出候。其路此所御迎ニ罷出候者左ニ。

八右衛門侍 須佐住之丞

栃尾町 同 弥惣右衛門

中村 目黒文左衛門

宮嶋仁右衛門

右之者御機嫌窺ニ罷出候。それ今烏嶋へ御移り御通先キ道筋ほふきを以木葉をはき申候事。栃尾郷今大白川込八御休、御昼、御泊り所皆ニ札を立候。



八右衛門所御昼入口今両かわへまくをはり。』(十裏)

御馳走不残料理方手をつくしそろ。水の物になミにうさぎかきつはた花何連茂玉子ニ作り候へとも、誠に生のよふに相見へ申候。本膳ニ膳吸物ハこん立帳ニくわしく記ス。それ栃尾町須佐弥惣右衛門へ御立寄御茶御菓子差上候。町役人目明シ善昌寺旦那頭御迎ニ罷出候。役僧山門込御迎此所ニ駕あり。礼義有。にわ外辻住僧御迎先立ニ座席へ御案内有。礼ノ間へもふせん敷被置主人ニ茂直ニ設乃しと祢ニ御居り被遊、横田源藏、須佐玄泰左右ニ座ス。御先手御供頭何連茂大廣間ニ連席有。此夕、覚翁院公百五拾回忌御法事有。御僧三人誦経有。主人ニハ御紋附にかたひら定紋附之麻上下被為召候。』(十一表) 御供之侍皆清服して麻上下主人客殿被為人、御刀ハ須佐玄泰拾得を着シ御刀を持主人之左後ニ座ス。横田源藏右之脇ニ座ス。それ管家太郎左衛門、須佐喜藤次、大竹門藏、瀧沢清兵衛、長谷川喜右衛門、長谷部忠右衛門、渡部愿総、須佐八右衛門、各々さけ刀ニ連座ス。同須佐弥惣右衛門、矢沢助左衛門、目黒文左衛門、宮嶋仁右衛門、山内忠右衛門、同忠七、各々一統連座あり。御経終

て御志やう香被遊。それ合座付次第^ニ御志やう香たてまつり本座に帰居ス。善昌寺御馳走之義、筆紙^ニつくしかたし。こん立別帳^ニあり。一首詠たまへける。

浮世をはよそなる宿に尋きて

つらき我身のうさもわするる』(十一裏)

住僧御願^ニ、覚翁院様被為遊御座候^ニ付、まくに御紋拝料仕度由を願被成候。被任御意候。其文云。

覺

一、今度手前定紋御こんもふ^ニ付任御意^ニ白一文字黒一文字也。裏紋ハ丸之内^ニ三ッ葉かし遣之候。以来御用可被成候。以上。

會津家中 山ノ内藤太輔

寛政十戊午八月

俊温判

善昌寺様

此所^ニ長岡浪人宮内藏之助ト云者主人^ニ得御意度由住寺』(十二表)を頼願申候^ニ付、對面被遊候。主人をほめそろ歌を詠しける。

俊温公御返歌に

つたなくてふみ面たにわけやらす

なをとりあハぬ志つか水くき

此歌を御返^シ被遊候。此所^ニ八右衛門、大助様御手跡須佐家之旧記を御目^ニかけ候^ニ、一首被遊候。

とど免置人そかしこし水くきの

なかれての世茂残る跡かな

此歌八右衛門^ニ被下。

廿四日朝法事夕与同しなり。それ此寺御出立被遊候。

住寺半僧山門込御目送り、原村名主且頭内田惣次左

衛門、町野弥三右衛門上下^ニ御見送り名主目明栃尾

町込御送り。廿四日晚御泊^リ』(十二裏)横根村布沢

彦右衛門宅御泊^リ。御馳走常ならず。右彦右衛門大

家也。此者御家来^ニ被成下度由御願申上候。訊^ケ相

尋申候所、先祖會津布沢分引越^シ候者、旧記等有之

候^ニ付任願^ニ連判^ニ被加候事。此晚大白川名主御機嫌

窺^ニ罷出候。

廿五日大白川御泊^リニ相成候。廿五日朝、須佐八右

衛門、山内忠七是込御見送り致候。廿五日朝、御暇

乞致残多をおしミ、御歌詠し玉ふ。

はるはるときつつなれにし旅衣

ぬきわかれうき今日の雲哉

山内忠右衛門へ送られける。又詩作罷遊候。

東籬秋滿逕狩荒

的々金葩映夕陽

正好晚餐供楚客』(十三表)

凌霜且発数枝香

如此御作被遊、彦右衛門ニ被下候。それより横根村御出立被遊、大白川へ御移り。此間式里半余、壹里半斗り行て大白川領分字火打石与云所有。此所、三間余の小屋かけまくをはり、仮殿をもよふし弁当、にしめ、焼鳥等酒を持參致、これにて暫酒ゑんあり。それ分御立被遊、大白川宿浅井彦九郎宅へ被為着候。御馳走之義筆紙ニ尽かたし。

浅井彦九郎

住安又右衛門

右兩人御家来ニ被成下度御願申上候。これ茂訊ケ柄有之者共故、被任願ニ連判帳御加へ被遊候。此夜詩作被遊候。左』(十三裏)

紫門松竹傍溪青

幾載山中結北亭

莫道貧居無長物

牀頭一卷藥珠紅

此し彦右衛門被下。

廿六日大白川御出立。人足三拾人余為御馳走ニ出立ス。六拾里越四里之間道普請歛作り致候。山道三里程登り、弁當、酒、にしめ、焼鳥、岩な等持參致、其之外かんなべ、敷物、硯ふた不殘為持、人家之酒ゑん同前ニ品々御馳走致候。各々酒きけんにて山とも思わす登りける。峠迄田子倉村、石伏、只見三ヶ村分御迎ニ人足を連立罷出申候。廿六日晚、田子倉村御泊り。皆川喜平治宅(此所御逗留あり。廿七日ニハ』(十四表)

大竹門藏

須佐喜藤治

管家太郎左衛門

瀧沢清兵衛

御挾箱持

御立笠持

メ六人

右之衆中廿七日田子倉村^二而御暇申受歸宅致候。長谷川喜右衛門、長谷部忠右衛門、渡部愿総、廿九日、只見村^三而御暇申受罷歸^リ申候。瀧沢清兵衛、大竹門藏^二者伊北筋附添候様、御主人^二茂達而御留め被遊候へとも、右兩人内々用事差合候趣申達^シ一同罷歸^リ申候。相殘^リ御附添申候者横田源藏、須佐玄泰、当組、大石組、黒谷組、和泉田組四ヶ組御順村、扣被下方献上物扣、』(十五裏) 何連茂別帳^マ有^二。

一、伊北筋^シ御歸^リ九月七日。布沢^シ御迎^ニ罷出者横田、越川、大塩、田沢、山入、大岐、六ヶ村^シ式百人斗新遠路^シ夜入挑灯を御附被遊候。大竹門藏、須佐玄泰、新遠路^三而御暇申御わかれ申候。其時之御歌^二

けふわかれあすわおふ身と思ひとも

夜になりぬらん袖の露けき

此御歌大竹須佐兩人^江被仰^ヲ別れ申候事。』(十六表)